

港区版

(団体応援寄付金)

ふるさと納税制度による 明治学院への ご支援について

東京都港区には、ふるさと納税制度により港区内の公益的活動団体を支援する「ふるさと納税制度(団体応援寄付金)」があります。

この制度を通じて明治学院をご支援いただくことができます。

港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道をお選びになり、区の取り組みを応援していただく制度です。

本制度の団体応援寄付金で応援したい団体として「学校法人明治学院」を指定して港区へ寄付をしていただくと、寄付受付期間(1月～12月)の翌年度に寄付金の7割を上限として港区から明治学院へ補助金が交付されます。明治学院では教育研究などの公益活動に補助金を大切に活用させていただきます。

なお、本制度による港区へのご寄付は、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から控除(※)されるため、寄付者の実質的な負担は2,000円となります。

ふるさと納税制度(団体応援寄付金)の流れ

Step 01



寄付者

対象:個人

ふるさと納税による寄付

寄付額のうち2,000円を超える部分について、**所得税と住民税から控除(※)**されます。

Step 02



港区

(ふるさと納税先)

補助金の交付
(寄付金の7割)

寄付受付期間(1月～12月)の翌年度に寄付金の7割を上限として港区から**明治学院へ補助金が交付**されます。

Step 03



明治学院

教育研究などの公益活動に大切に活用させていただきます

(※)控除される金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります。上限の目安については、総務省「ふるさと納税」ポータルサイトをご覧ください。

寄付のお申し込み方法（納付先は港区になります）

パソコンやスマートフォンからいつでも簡単にインターネット経由でお申し込みができます。
詳細は、港区WEBサイトをご参照ください。



港区WEBサイト（港区版ふるさと納税制度「団体応援寄付金」について）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/hurusatonouzei/katuyou10.html>



※お申し込み入力の際に「応援したい団体（団体名称）」欄に「学校法人明治学院」と入力してください。

※お申し込み後、港区より納付書が郵送されます。指定の金融機関の窓口で納付してください。

注意事項

- ・東京都港区在住の方でもご寄付いただくことができます。
- ・確定申告が不要な給与所得者等の方は、一定の条件のもとであれば、確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。
- ・本制度を利用した場合は港区への寄付となるため、寄付金受領証明書は港区から発行されます。明治学院からの領収証の発行はありません。
- ・港区版ふるさと納税の制度上、ご寄付に伴う返礼品の贈呈は認められていません。

港区と明治学院

学校法人明治学院は、1863（文久3）年に米国人宣教医師J.C.ヘボン博士と妻クララが開設した英学塾「ヘボン塾」を淵源とし、1887（明治20）年に設置認可を受け、現在の東京都港区白金の地に移転しました。港区版ふるさと納税制度を通じて、明治学院のゆかりの地である港区を応援いただくとともに、明治学院の発展と学生・生徒のご支援をお願い申し上げます。



明治学院正門（1930年頃）

